

固定資産評価額通知書交付廃止のお知らせ

西伊豆町では地方公共団体情報システムに標準化に関する法律に基づき、令和7年12月1日（月）から「標準システム」へ移行します。このシステムには「固定資産評価額通知書」を発行する機能が無いため、交付を廃止することとなりました。

廃止年月日：令和7年12月1日（月）

令和7年12月1日以降に不動産登記の申請を行う場合の固定資産の価格は、次を参考に御確認いただけます。

固定資産評価額通知書の代わり、登録免許税の算出に活用可能な帳票等は以下のとおりです。

○固定資産税課税明細書

- ・納税通知書に添付されています。

※再発行出来ませんので、大切に保管してください。

課税明細書をお持ちでない場合、名寄帳や評価証明書の交付申請をしていただくことになります。

- ・名寄帳（有料）
- ・固定資産評価証明書（有料）

一注意点一

所有者本人以外が交付申請する場合、委任状等が必要です。